

中国地方社会保険医療協議会総会（第 19 回）

日時：平成 27 年 12 月 11 日（金）13:30～

会場：広島合同庁舎 4 号館 2 階 共用第 11 会議室

○西澤（企画調整課長）

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。少し早いですが、開催したいと思えます。

鳥取県からいらっしゃる委員につきましては、本日は強風のため、電車が通常運行されておらず、遅れる旨の連絡がありました。

後ほど会議の成立状況をご報告させていただきますが、会議を始めさせていただきます。ただ今から、第 19 回中国地方社会保険医療協議会総会を開会いたします。

まず、本日の会議の成立についてご報告いたします。

本日は、議題 1 の「保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について」、議題 2 の「保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について」の 2 件の審議をお願いすることとしております。

議題 1 につきましては、委員 20 名に、議事に関係のある支払側、診療側、公益の臨時委員それぞれ 1 名、計 23 名の皆さまに出席をお願いしました結果、本日は、支払側委員の石本委員、佐々木委員、診療側委員の魚谷委員、森本委員の 4 名がご欠席、支払側委員の花原臨時委員、診療側委員の廣田臨時委員、公益委員の藤田臨時委員が遅れて出席する予定となっております。

従いまして、議題 1 につきましては、定数 23 名中、現時点で 16 名の委員のご出席、議題 2 については、定数 20 名中、現時点で 16 名の委員のご出席により、それぞれ社会保険医療協議会令第 2 条第 2 項に定める定足数を満たしており、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、開会にあたり、中国四国厚生局長の松岡より挨拶を申し上げます。

○松岡（厚生局長）

このたび、10 月 1 日付けで前任の熊本に代わりまして中国四国厚生局長に就任いたしました松岡でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆さまにおかれましては、年末の大変ご多用のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから医療保険行政にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本年 4 月に開催した総会の際にご案内させていただきました「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が、5 月 27 日に国会で成立いたしました。今後は、平成 30 年度に向けまして、国民健康保険の財政運営責任を都

道府県単位に滞りなく移行されますよう、厚生労働省におきましては、都道府県、市町村と連携を図りながら準備をしまいたいと考えております。

また、厚生労働省では、地域包括ケアの取り組みを推進しております。当厚生局におきましても、中国5県での取り組みを把握しまして推進をしまいたいと考えております。

本日の議題は、「保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について」、また「保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について」ご審議を賜ることとしておりますので、委員の皆さまにおかれましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、私からのご挨拶とさせていただきます。

○西澤（企画調整課長）

本日の会議は、「公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認められるときは、会議を非公開とすることができる」との議事規則第2条第1項ただし書きの規定により、会長と事前に相談の上、会議を非公開としておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、前回の総会以降に委員が3名、臨時委員が3名、交代となっておりますので、ご報告いたします。

委員では、宇都宮健委員が退任され、後任として佐々木浩二委員が本年9月29日付けで発令され、また、西田志都枝委員が退任され、後任として中原裕子委員、釜瀬司委員が退任され、後任として森廣伸之委員が本年10月1日付けで発令されております。

なお、森廣委員につきましては、会長代行に就任されております。

臨時委員では、荒木雷太臨時委員が退任され、後任として松尾一昌臨時委員、福田豊臨時委員が退任され、後任として小山茂幸臨時委員、米田容子臨時委員が退任され、後任として長田寿枝臨時委員が本年10月1日付けで発令されております。

それでは、本日ご出席いただいております中原委員、森廣委員から簡単な自己紹介をいただければと存じます。

初めに、中原委員、お願いいたします。

○中原委員

前任の西田委員の代わりに今度から委員になりました、広島市地域女性団体連絡協議会の中原裕子と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○西澤（企画調整課長）

ありがとうございました。

続きまして、森廣委員、お願いいたします。

○森廣委員

10月1日付けで就任いたしました森廣と申します。この名簿では、岡山県環境保全事業団となっておりますが、岡山県のOBでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○西澤（企画調整課長）

ありがとうございました。

議事に入ります前に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まず最初に、「中国地方社会保険医療協議会総会（第19回）配付資料一覧」、次に本日の「議事次第」、次に本日の「座席表」、次に「中国地方社会保険医療協議会委員及び臨時委員名簿」です。

次に、参考資料としまして「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要」「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（概要）」「保険医療機関等に係る管内の状況について」「関係法令・通知集」となっております。

本日、議題1と議題2の資料は事前に配付をしておりましたが、今から議題1と議題2の資料を配付させていただきたいと思います。

（議題1、議題2の資料、会長以下各委員へ配付）

○西澤（企画調整課長）

議題1の資料といたしまして、「保険医の登録の取消について（諮問）」、次に「元保険医療機関への対応について」、次に「中国協議会 総-1-1」としまして「保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について」、「中国協議会 総-1-2」としまして「保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について（参考1）」、「中国協議会 総-1-3」としまして「保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について（参考2）」となっております。

議題2の資料といたしまして、最初に「保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について（諮問）」、次に「中国協議会 総-2-1」としまして「保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について」、「中国協議会 総-2-2」としまして「保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について（参考1）」、「中国協議会 総-2-3」としまして「保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について（参考2）」が本日の配付資料となります。

資料が不足されている方はいらっしゃいませんか。よろしいですか。

本日お配りした資料につきましては、議題1、議題2に係る資料の一式は会議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います、ここからは田邊会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

○田邊会長

広島の田邊でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただく前に、議事録のご署名をお願いする方、私以外に2名の方をお願いしなければいけませんので、僭越ながら私のほうで依頼をさせていただきます。まず、支払側委員から斉藤委員、診療側委員から佐藤委員、よろしくお願いいたします。

お二方には、後日、事務局からご連絡がいきますので、確認の上、ご署名及び捺印をお願いいたします。

議事の順序ですが、先ほどお話がありましたように、鳥取県からの委員の方々のご到着が遅れるということですので、議題2のほうから始めさせていただきたいと思います。従って、今お配りしました二つ目の資料からになります。

【議題2】 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について

※議題2については、中国地方社会保険医療協議会議事規則第7条第3項の規定に基づき、議事要旨を公開する。

＜議事要旨＞

議題2として、保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について、委員16名で審議を行った。

事務局からの事案の説明及び質疑を行った後の採決の結果、16名全員の賛成により、保険医療機関については、故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったことが、保険医療機関の指定の取消を定めた健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号に該当するとされ、保険医療機関の指定を取消すべきものと、また、保険医については、故意に不正又は不当な診療を行ったことが、保険医の登録の取消を定めた健康保険法第81条第1号及び第3号に該当するとされ、保険医の登録を取消すべきものと議決された。

【議題1】 保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について

※議題1については、中国地方社会保険医療協議会議事規則第7条第3項の規定に基づき、議事要旨を公開する。

＜議事要旨＞

議題1として、保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について、委員16名及び議事に関係のある臨時委員3名の計19名で審議を行った。

事務局からの事案の説明及び質疑を行った後の採決の結果、保険医については、19名全員の賛成により、保険医が故意に不正又は不当な診療を行ったことが、保険医の登録の

取消を定めた健康保険法第 81 条第 1 号及び第 3 号に該当するとされ、保険医の登録を取消すべきものと議決された。

また、既に保険医療機関廃止届が提出されており、取消処分を行うことができない元保険医療機関については、19 名全員の賛成により、故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったことが、保険医療機関の指定の取消を定めた健康保険法第 80 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号に該当するとされ、平成 21 年 4 月 13 日付け保医発第 0413001 号厚生労働省保険局医療課長通知に基づいて、元保険医療機関を取消相当とすべきものと議決された。

○田邊会長

事務局から、その他ありましたらお願いします。

○加本（管理課長）

管理課長の加本でございます。よろしくお願いいたします。

皆さま方のお手元に、「保険医療機関等に係る管内の状況について」という参考資料をお配りしております。

本日、資料の説明については省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○田邊会長

以上をもちまして、本日予定した議題は終了いたしました。

次回の日程等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○西澤（企画調整課長）

企画調整課長です。

次回の総会の時期が近づきましたら、日程調整の上、ご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、答申及び建議をいただいた案件の今後の予定につきましては、12 月 14 日に当事者に通知した後、報道発表を行う予定としております。

本日の議事内容について外部から問い合わせがあった場合には、「中国四国厚生局にお問い合わせいただきたい」とお答えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、議題 1 と議題 2 に係る資料一式につきましては、その場にお残しくくださいますようお願いいたします。

また、後日委員の皆さまに議事録及び議事要旨の原案をお送りしますので、内容確認のご協力をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○田邊会長

それでは、遠方から来ていただきました委員の方々、お疲れさまでございました。

本日の総会は、これで閉会いたします。どうもありがとうございました。

(終了)